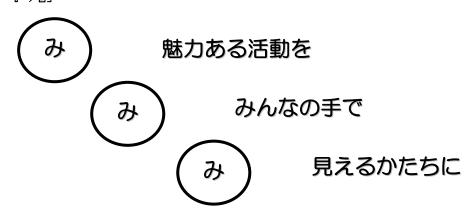
第4章 第2期計画の実施に向けて

1 地域福祉推進の指針

地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでなく、社会福祉に関する活動を行う人々、 福祉サービス事業者、社協、行政の5者による協働で進める行政計画です。

今後、本市の地域福祉をより一層推進していくためには、現在、各地域で行われている様々な地域福祉活動をさらに拡充し、みんなの手で広げ、より多くの人に活動を知ってもらい、新たな活動につなげていくしくみが必要です。そこで、第2期計画では、今後の地域福祉推進の指針を以下のように設定します。

「3つの『み』」



「魅力ある活動を」

既存の活動の拡充と新たな活動の創出をめざします。現在、市内のボランティアグループや市民活動団体等が取り組んでいる様々な活動をさらに魅力あるものにするための取り組みや、新たな活動を生み出すための取り組みを支援し、活動の活性化をめざします。

「みんなの手で」

地域福祉活動は、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社協、 行政の5者による協働で行うことが不可欠です。第1期計画と同様、5者それぞれの役割 を明確にし、互いに連携・協働しながら、地域福祉の推進をめざします。

「見えるかたちに」

地域で行われている様々な福祉活動は、広く周知され、誰もが利用しやすく、また担い 手が参加しやすい形にしていくことが大切です。そのためには、必要な情報が必要な人に 行き渡る広報やPRの工夫と充実をめざします。

2 第2期計画の体系図

【基本理念】

一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり

基本的人権を重んじ誰もが地域で当たり前に暮らせるやすらぎのあるまちづくりを実現します。

|住民が主体となって地域の元気力を | 育むはりあいのあるまちづくりを進め | ます。 豊かな自然環境や地域の歴史・風土を いかしうるおいのある個性的な地域福 祉の創造に努めます。

【基本的視点】

<地域福祉推進のプログラム>

<具体的な取り組み>

- 1. 安全・安心に暮らせる まちづくり
- (1)個人の尊厳と基本的人権の尊重
- ① 命の尊さや互いの基本的人権を尊重し合う福祉社会実現の取り組み推進・支援
- (2)こころと体の健康づくり
- ② 各種予防事業への積極的な取り組み
- ③ 健康に関する情報の積極的な広報による参加者の確保
- ④ サークル活動の支援等による生きがいづくりの推進
- (3)災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化の推進
- ⑤ 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みの 積極的な推進
- ⑥ 災害時の被害を最小限にするための河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成 等の推進
- ⑦ すべての人が安全に安心して利用するための公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及促進
- (4)地域による防犯・防災の取り組みの支援
- ⑧ 民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充支援
- ⑨ 災害時要援護者避難支援計画に基づく、要援護者情報の共有といざというとき助け合える体制の整備の推進
- 2. 地域福祉活動への 住民参画の推進
- (1)気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりの支援
- ⑪ さまざまなイベントが地域福祉活動への参加のきっかけとなるような広報の工夫や 継続的に参加してもらえる取り組みの支援
- ① 団塊の世代等、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみの構築
- (2)「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みの推進
- ② 声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義 についての積極的な広報・啓発の推進
- ③ 学校・地域・家庭の連携による実践的な福祉教育の推進と大学生等の地域交流活動の支援
- (4) 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符やエコマネー等の取り組みの推進
- (3)ボランティアの育成や活動の支援
- 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等との連携によるボランティア・NPOの育成や活動の支援
- ⑥ ボランティア・NPO活動の情報提供が参加者の増加に結びつくような広報・啓発の推進
- ① 企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性化するような取り組みの推進
- (4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成の推進
- ® 町内会・自治会の存在意義の周知・広報と、町内会・自治会が行う未加入者に対する 町内会・自治会への加入促進の取り組みの支援
- ⑨ 地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動の支援
- (5)地域福祉活動や交流の拠点整備の推進
- ② 集会所等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域福祉活動や交流の拠点として活用するための条件整備の推進
- ② 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理と計画的な整備・改修
- (6)寄付文化の醸成
- ② 地域福祉活動を支える基盤となる募金活動への積極的な取り組み
- ② 募金の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発

3. ゆるやかな支え合い

- (1)支援が必要な人を見守るための取り組み推進
- ② 認知症や障害等の福祉課題について正しい理解の促進や広報・啓発と当事者 組織の結成や活動支援
- ② ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりの支援
- 26 犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図るための広報活動の推進
- (2)孤立を未然に防ぐ地域づくり推進
- ② 地域での見守りを通じた様々な情報や事例の共有による、関係機関との連携体制強化の取り組みの推進
- ② 地域での見守りを通じた虐待やDV、孤独死、自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みの推進
- (3)地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みの支援
- ② 活動を行っている人々が地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や 情報を共有することによる連携強化の支援
- ③ 地域福祉推進の中核を担う人材としての地域協働コーディネーターの養成と、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりの推進

4. 多様な福祉サービスの 創生と展開

- (1)支援が必要な人に対する必要なサービスの円滑な提供の支援
- ③ 第三者評価や利用者アンケート等サービスの向上につながる取り組みの推進
- ③② 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの構築
- ③ 子育て世代の支援、子育てを楽しむことができるような環境づくりの推進と、横のネットワークづくりの支援
- ③ 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制充実の支援
- (2)地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援
- ③ 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるためのサービス事業者等との意見交換、 情報交換の場づくりの推進
- 36 NPO法人や市民活動団体等の主体的な活動の支援
- (3)地域での生活不安や困難に対応する施策や活動の推進
- ③ 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じた生活不安の解消の支援
- ③ 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みの推進
- 5. 安心して利用できる 相談体制や福祉 サービスの情報提供
- (1)困ったときに気軽に相談できるしくみづくりの推進
- ③ 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実
- ④ 民生児童委員による身近な地域での相談活動充実の支援
- ④ 市社協が実施するふれあい福祉センター相談事業への継続支援
- 42 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、専門分野につなぐ 横断的なネットワークづくりの推進
- (2)福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みの推進
- ④ 権利擁護の取り組みの積極的な広報による利用者に対するきめ細やかな取り組みの支援
- (3)より効果的な広報・情報提供のあり方の検討
- ④ 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、分かりやすく正確に 伝わる情報発信の推進
- 45 福祉サービス事業者からの恒常的な情報発信の推進
- (4)利用者の満足度を高める取り組みの推進
- 係 苦情対応、オンブズマン制度等の利用促進と、事業者への助言・指導・研修等の取り組みの推進

連携 協働



宇治市地域福祉活動計画(市社協)

3 地域福祉推進のプログラム

本市地域福祉の一層の推進を図るため、第1期計画同様、第2期計画においても5つの 地域福祉推進のプログラムを柱とします。

また、第2期計画では、5つの地域福祉推進のプログラムのもとに、本市の地域福祉を 具体的に推進していくための46の取り組みと、市役所内部の主に関わりのある課を位置づけました。

1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境の整備や支え合いのしくみづくりを推進します。

(1)個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるように推進・支援します。

① 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権 問題を課題としながら、一人ひとりが命の尊さや互いの基本的人権を尊重し合う福祉社 会実現の取り組みを推進・支援します。

人権啓発課・男女共同参画課・障害福祉課・生涯学習課

(2)健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。

- ② 各種予防事業に積極的に取り組みます。
- ③ 各種検(健)診や予防事業等、健康に関する情報を積極的に広報することにより、 より多くの人の事業への参加をめざします。
- ④ 高齢者のサークル活動の支援等により、生きがいづくりを推進します。

保健推進課・健康生きがい課・国民健康保険課・生涯学習課

(3)災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化を推進します。

- ⑤ 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組み を積極的に推進します。
- ⑥ 災害時の被害を最小限にとどめるために、河川等の改修・整備や建築物の耐震改修 助成等の取り組みを推進します。
- ① すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザイン*の普及を促進します。

危機管理課・地域福祉課・道路建設課・維持課・公園緑地課・ 建築指導課・交通政策課

(4)地域による防犯・防災の取り組みを支援します。

- ⑧ 地域における防犯・防災のネットワークづくりのきっかけとなる、民生児童委員や 学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の 拡充を支援します。
- ⑨ 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に自力での避難が困難な人(要援護者)の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざというときに助け合える体制の整備を推進します。

危機管理課・総務課・文化自治振興課・地域福祉課・障害福祉課・ 健康生きがい課・介護保険課

2. 地域福祉活動への住民参画の推進

人材の発掘・育成や支え合いのしくみづくり、地域での活動拠点の整備を進めます。

(1)地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。

- ⑩ 学区福祉委員会によるバザーや、市社協の福祉まつり等のイベントが地域福祉活動 への参加のきっかけになるよう、広報の工夫や継続的に参加してもらえる取り組みを 支援します。
- ① 団塊の世代をはじめ、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみ を構築します。

地域福祉課·生涯学習課

(2)地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みを推進します。

- ② 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア 活動の意義を積極的に広報・啓発する取り組みを推進します。
- ③ 学校教育における福祉体験学習や、学区福祉委員会と連携した地域福祉活動を行う 等、学校・地域・家庭が連携しながら、より実践的な福祉教育を推進します。また、 市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。
- ・地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符*やエコマネー*等の取り組みを推進します。

地域福祉課・学校教育課・生涯学習課・教育指導課

(3)ボランティアの育成や活動を支援します。

- ⑤ 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・ NPOの育成や活動を支援します。
- ⑥ ボランティア・NPO活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取り組みを推進します。
- ⑰ 企業による企業市民活動*(社会貢献活動)が活性化するような取り組みを進めます。

地域福祉課・健康生きがい課

(4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。

- ® 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が 行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。
- ⑤ 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。

文化自治振興課·地域福祉課

(5)地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。

- ⑩ 地域福祉活動や交流の拠点として、総合福祉会館や地域福祉センター、隣保館*、 集会所、公園等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉 施設、空き店舗等を地域の交流の拠点として活用できるよう、条件整備を推進します。
- ② 地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、計画的に整備・改修します。

文化自治振興課・商工観光課・人権啓発課・地域福祉課・健康生きがい課・ 公園緑地課・教育総務課・学校教育課

(6)地域福祉活動を支える基盤として、寄付文化の醸成に努めます。

- ② 社協活動をはじめとする地域福祉活動を支える基盤として、募金活動に積極的に取り組みます。
- ② 募金や寄付の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発に取り組みます。

地域福祉課

3. ゆるやかな支え合い

支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには迅速に対応できる地域での支え合いネットワークづくりを推進します。

(1) 支援が必要な人を、一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら見守っていく ための取り組みを推進します。

- ② 認知症や障害をはじめとした福祉課題についての正しい理解の促進や広報・啓発に 積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。
- ⑤ ふれあいサロン*活動等、地域とのつながりづくりを支援します。
- ⑩ 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るための取り組みとして、広報活動 を推進します。

総務課・障害福祉課・健康生きがい課

(2)地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。

- ② 地域での見守り等を通じて、様々な情報や事例を共有し、関係機関との連携体制を 強化する取り組みを推進します。
- ◎ 地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、孤独死・自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みを推進します。

人権啓発課・男女共同参画課・事業課・地域福祉課・障害福祉課・ こども福祉課・健康生きがい課・青少年課・教育指導課

(3)地域の人と人とをつなぐ場として、地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みを支援します。

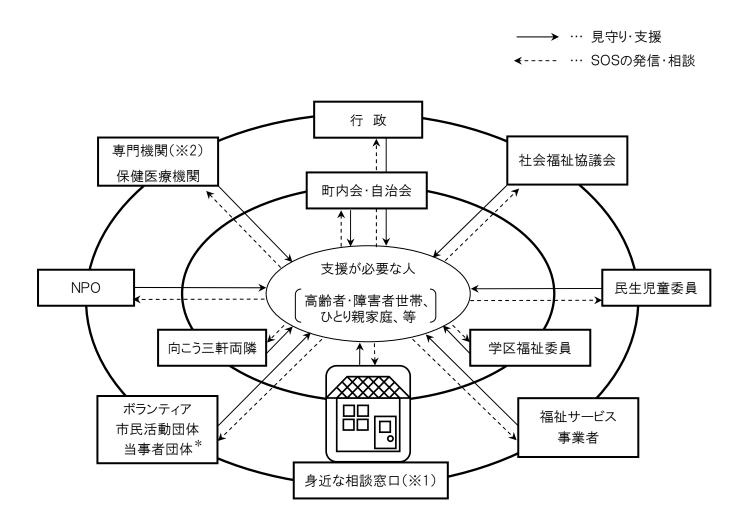
- ② 活動を行っている人々が、地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することにより連携を強化できるよう支援します。
- ⑩ 地域懇談会におけるファシリテーター*(進行促進役)である地域協働コーディネーターを地域福祉推進の中核を担う人材として位置づけて養成し、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりを推進します。

地域福祉課

<地域での支え合いネットワークのイメージ>

支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには対応できるネットワークづくりが必要です。普段から、支援が必要な人について理解を深めていくとともに、住民一人ひとりの協力・理解のもと、情報の共有を進めていく必要があります。

また、困りごとがあったときに、SOSを隣近所、民生児童委員等が受け取れるようなネットワークづくりを進め、高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親家庭等、地域の中で支援を必要としている人々が、安心して生活できるように地域全体で支えていくことが重要です。



- (※1)行政、社協、専門機関、福祉サービス事業者等の組織だけではなく、民生 児童委員、学区福祉委員等の地域の中で身近に相談できる窓口を含む
- (※2)地域包括支援センター、障害者生活支援センター、地域子育て支援拠点、 児童相談所、ケアマネジメント機関、公共職業安定所(ハローワーク)等

4. 多様な福祉サービスの創生と展開

地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。

(1)支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。

- ③ 事業者においては第三者評価や利用者アンケートを実施したり、また行政において は学習会等を通じて利用者と事業者の橋渡しを行う等、サービスの質の向上につなが る取り組みを推進します。
- ② 地域包括支援センター*を中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアの構築を進めます。
- ③ 地域子育て支援拠点*を中心に、子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、子育てひろば等の取り組みを通じて、横のネットワークづくりを支援します。
- 図 障害者生活支援センター*や地域自立支援協議会*等、障害者の相談体制の充実を支援します。

障害福祉課・こども福祉課・保育課・健康生きがい課・介護保険課

(2)地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組みを進めます。

- ③ 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした 福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進 めます。
- ® 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の主体的な活動を支援します。

文化自治振興課・地域福祉課・こども福祉課・健康生きがい課・ 介護保険課

(3)地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。

- ☞ 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じて生活不安の解消を支援します。
- ⑤ 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みを推進します。

商工観光課 • 地域福祉課 • 障害福祉課

5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

地域で支援を必要としている人からのSOSを見逃さず、必要な情報や適切な福祉サービスの利用につなげていく人とひとのネットワークづくり(小地域ネットワーク活動)を 支援し、きめ細やかな相談体制の構築を推進します。

(1)困ったときに気軽に相談できるしくみづくりを推進します。

- 図 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ⑩ 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。
- ① 市社協が実施する、ふれあい福祉センター相談事業を引き続き支援します。
- ② 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、場合によっては弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ横断的なネットワークづくりを推進します。

人権啓発課・地域福祉課・障害福祉課・こども福祉課・健康生きがい課・ 介護保険課

(2)福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みを推進します。

® 成年後見制度*助成事業や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)*、コンタクトパーソン*事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。

障害福祉課・健康生きがい課

(3)より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します。

- ④ 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。
- 毎 福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。

広報課・地域福祉課・健康生きがい課・介護保険課・生涯学習課

(4)利用者の満足度を高める取り組みを推進します。

⑥ 苦情対応・オンブズマン制度*等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取り組みを推進します。

健康生きがい課・介護保険課

4 第2期計画における重点取り組み項目

第1期計画の推進状況や各種アンケート調査結果、地域懇談会等から見えてきた様々な 課題をふまえ、第2期計画における重点取り組み項目を以下のように設定します。

○災害時の避難体制の整備

災害時に自力での避難が困難な人(要援護者)の避難支援等が迅速に行われるよう、災害時要援護者避難支援計画に基づき、いざというときに助け合える体制の整備を進めます。 また、防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを進めます。

○気軽に集まれる地域の活動拠点の確保

住民アンケートや地域懇談会の結果では、地域の中に気軽に集まれる施設を希望する意見が見受けられました。そのため、既存の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、活動拠点を新たに確保できる取り組みを進めます。

〇孤立を未然に防ぐ地域づくり

地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守るため、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取り組みを進めます。

〇身近な相談窓口の確保

日常生活の中で困っている人や、困っている人に気付いた人が気軽に相談できる相談窓口の充実に向けた取り組みを進めます。また、気軽に相談できる雰囲気の醸成に努めます。

〇適切な情報発信

住民アンケートや地域懇談会の結果では、必要な情報が必要に応じて入手できないという意見が多く見受けられました。また、ボランティアをはじめとした地域福祉活動をしてみたい意欲はあるものの、どこに相談すればよいのかわからないといった意見もありました。そういったことから、第2期計画では地域福祉に関する情報を適切に発信するための取り組みを進めます。